

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第67期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	日本電子株式会社
【英訳名】	JEOL Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗原 権右衛門
【本店の所在の場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
【電話番号】	(042) 542 - 2124
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 修
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
【電話番号】	(042) 542 - 2124
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 修
【縦覧に供する場所】	日本電子株式会社東京事務所 (東京都立川市曙町二丁目8番3号 新鈴春ビル3階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第1四半期 連結累計期間	第67期 第1四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	14,676	14,513	79,629
経常損失()又は経常利益 (百万円)	1,707	3,354	1,909
四半期純損失()又は 当期純利益 (百万円)	1,539	3,214	1,598
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,826	2,705	2,442
純資産額 (百万円)	12,561	15,796	19,830
総資産額 (百万円)	86,287	95,878	98,533
1株当たり四半期純損失金額 ()又は 1株当たり当期純利益金額 (円)	19.66	42.17	19.01
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	18.27
自己資本比率 (%)	14.5	16.5	20.1

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第66期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

4 第67期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における経済状況は、欧州の財政問題や新興国経済の減速は継続しているものの、金融緩和政策等による円高の是正や株価の上昇等、景気は緩やかに回復しつつあります。

このような状況下、当社グループは新中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上及び経営基盤の強化を図るとともに受注・売上の確保に努めました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は14,513百万円（前年同期比1.1%減）となりました。損益面においては、営業損失2,395百万円（前年同期は営業損失1,622百万円）、経常損失が3,354百万円（前年同期は経常損失1,707百万円）、四半期純損失が3,214百万円（前年同期は四半期純損失1,539百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

理科学・計測機器事業

電子顕微鏡への引合いは引き続き好調であり、材料・医学・生物分野における開発研究から品質管理等の幅広い分野からの要求に応えました。特にハイエンド透過電子顕微鏡の需要は旺盛で市場での高い評価が受注に寄りましたが、売上は減少しました。

この結果、当事業の売上高は9,806百万円（前年同期比 3.1%減）となりました。

産業機器事業

電子ビーム描画装置の受注・売上は堅調に推移しましたが、電子ビーム蒸着用電子銃・電源の売上は減少しました。

この結果、当事業の売上高は1,165百万円（前年同期比 16.1%減）となりました。

医用機器事業

国内及び海外（主にOEM供給先であるシーメンス向け）の売上は堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は3,541百万円（前年同期比 11.6%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末から2,654百万円減少し95,878百万円となりました。主なものとしては、受取手形及び売掛金が8,607百万円減少し、たな卸資産が4,565百万円増加しております。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末から1,379百万円増加し80,082百万円となりました。これは主に、前受金等のその他流動負債の増加1,285百万円によるものであります。

一方、当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、資本剰余金及び利益剰余金の減少に伴い15,796百万円となりました。以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末から3.6%減少し16.5%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為又はこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為又は提案の企業価値及び株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」又は「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1. 中期経営計画に基づく企業価値及び株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、平成24年度を最終年度とする中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定し、企業価値の向上及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。リーマンショックの影響が残る中でスタートした「CHALLENGE 5」は、急激な円高進行、東日本大震災やタイの洪水、ユーロ危機等の大変厳しい経営環境の下、掲げた5つの重点戦略「経営構造改革の推進」、「研究開発力の強化」、「ソリューションビジネスの強化」、「新興国市場の深耕」、「サプライチェーンの強化」を強力に推進し、一定の成果をあげることができました。

結果、平成24年度には円高の環境下でありながら業績のV字回復を達成いたしました。一方、市場環境の激変の影響も大きく、残念ながら「CHALLENGE 5」当初の数値目標には未達となりましたが、厳しい経営環境においても安定的・持続的に利益が計上できる強固な経営基盤の土台を作ることができたものと考えております。

今般の新中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）では、「CHALLENGE 5」の「経営構造改革」の成果を基に、世界 No. 1のハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上及び財務体質の強化を図ってまいります。重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真のOnly One Companyとして、成長戦略をDynamicに推し進めていきます。

2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

(1) 当社の経営理念、経営の基本方針

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界No. 1の装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供するOnly One Companyとなることを目指しております。

(2) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置しております。

これらは、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社

取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものであります。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様への判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様への利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けたいと決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求め、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会場で株主の承認を求めることがあります。なお、株主への割当て又は無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様にご与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、又は、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様への承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,287百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
第1種優先株式	3,000
計	250,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は250,003,000株となりますが、当社定款に定める発行可能株式総数250,000,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておられません。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	79,365,600	79,365,600	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1 単元株式数は1,000株であります。
第1種優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付 新株予約権付社債 券等であります。)	2,000	2,000	非上場	(注)2~4 単元株式数は1株であります。
計	79,367,600	79,367,600	-	-

(注)1 発行済株式は、全て議決権を有しております。

2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(第1種優先株式)の特質は以下のとおりであります。

(1) 第1種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)には、当社普通株式を対価としてその保有する本優先株式の取得を請求すること(以下「転換請求」といいます。)ができる権利(以下「転換請求権」といいます。)が付与されます。本優先株式の転換請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の株価を基準として修正されることがあり、当社の普通株式の株価の下落により、当該転換請求権の対価として交付される当社普通株式の数が増加する場合があります。

(2) 本優先株式の転換請求権の対価として交付される普通株式の数は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」といいます。)が転換請求をした本優先株式の数に、1,000,000円、累積未払優先配当金(下記「3(1) 累積条項」に記載の意味を有します。以下本項において同じです。)相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(7) 普通株式対価の取得請求権の内容」に記載の意味を有します。以下本項第(3)号においても同じです。)を加えた金額を乗じた数を、以下の転換価額で除して算出されます(1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱います。)。また、転換価額は、以下のとおり、転換請求を初めて行った日以降、半年に1回の頻度で修正されます。

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日(以下「当初転換価額基準日」といいます。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)のない日を除きます。以下「当初時価算定期間」といいます。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「当初転換価額」といいます。)であり、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間で、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下「初回修正基準日」といいます。)ならびに翌年以降毎年の当初転換価額基準日及び初回修正基準日の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」といいます。)に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除きます。以下「時価算定期間」といいます。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「修正後転換価額」といいます。)に修正されます。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。なお、当初時価算定期間及び時価算定期間に、転換価額の調整事由が生じた場合、当初転換価額及び修正後転換価額はそれぞれ調整されます。

(3) 上記(2)の当初転換価額は100円を下限とし、修正後転換価額は当初転換価額の75%相当額(ただし、転換価額の調整事由が生じた場合、当初転換価額及び修正後転換価額はそれぞれ調整されます。)を下限とします。

(4) 本優先株式には、1,000,000円に一年ごとで上昇する一定の強制償還率を乗じた金額に、累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額（下記「3(6) 強制償還価額」に記載の意味を有します。）を加えた額の金銭を対価として、当社が、払込期日である平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、本優先株式を取得することができる旨の強制償還条項が付されています。さらに、本優先株式には、平成30年7月7日（以下「一斉取得日」といいます。）をもって、当社が本優先株式の全部を取得すると引換えに、本優先株主に対して、その有する本優先株式の数に、1,000,000円、累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額（下記「3(8) 普通株式対価の取得条項」に記載の意味を有します。）を加えた金額を乗じた数を、一定の一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する旨の普通株式対価の取得条項も付されております。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記「3(6) 現金対価の取得条項」ないし「(8) 普通株式対価の取得条項」の内容をご参照下さい。

3 第1種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき(1)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

優先配当金の額

第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1種優先株式1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、発行日の翌日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当における優先配当金の合計額を控除した金額とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、優先配当金及び累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本 に定める金額を支払う。

残余財産分配額

第1種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）

1株当たりの残余財産分配額 = 1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたとは仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、本のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

第1種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 現金対価の取得請求権

現金対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成28年7月7日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社に対して現金を対価として第1種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、本に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

償還価額

第1種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）

$$1株当たりの償還価額 = 1,000,000円 \times 償還率 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$$

上記算式における「償還率」は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118%

平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(6) 現金対価の取得条項

現金対価の取得条項の内容

当社は、平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、本に定める強制償還価額の金銭を交付することができる（本項による第1種優先株式の取得の行われる日を、以下「強制償還日」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

強制償還価額

第1種優先株式1株当たりの強制償還価額は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）

$$1株当たりの強制償還価額 = 1,000,000円 \times 強制償還率 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$$

上記算式における「強制償還率」は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

平成24年7月6日から平成25年7月6日まで 105%

平成25年7月7日から平成26年7月6日まで 109%

平成26年7月7日から平成27年7月6日まで 112%

平成27年7月7日から平成28年7月6日まで 115%

平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118%

平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当

額とする。

(7) 普通株式対価の取得請求権

普通株式対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間（以下「転換請求期間」という。）いつでも、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、以下の算式により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

（算式）

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = 第1種優先株主が転換請求をした第1種優先株式の数 × (1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額) ÷ 転換価額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）の属する事業年度において、転換請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金相当額とする。ただし、転換請求日が基準日である場合には、上記算式における「日割未払優先配当金額」は0円とする。

当初転換価額

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日（以下「当初転換価額基準日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（株式会社東京証券取引所第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない日を除く。以下「当初時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「当初転換価額」という。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が100円（以下「当初下限転換価額」という。）ただし、本により調整される。）を下回る場合には当初下限転換価額をもって当初転換価額とする。

なお、当初時価算定期間に、本に定める事由が生じた場合、当初転換価額は本項に準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、転換請求期間中、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「初回修正基準日」という。）並びに翌年以降毎年の当初転換価額基準日及び初回修正基準日の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%相当額（以下「下限転換価額」という。）ただし、本により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の125%相当額（以下「上限転換価額」という。）ただし、本により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、時価算定期間に、本に定める事由が生じた場合、修正後転換価額は本に準じて調整される。

転換価額の調整

第1種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \left(\frac{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{1株当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。

発行済普通株式数 - 自己株式数は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。

1株当たりの時価は、調整後転換価額の適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。）のVWAPの平均値をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本 に定める事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。

(イ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、本 (ハ) 記載の取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (ハ) において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (ハ) において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換又は行使により普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(イ)において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ロ) 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ロ)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ハ) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに転換価額調整式に使用する時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

上記に拘わらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたも

のとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本(八)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券又は権利の場合には、その転換、交換又は行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(二) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(二)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものと、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

上記(イ)ないし(二)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、上記(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整される。

- (イ) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(8) 普通株式対価の取得条項

当社は、平成30年7月7日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が第1種優先株式の全部を取得すると引換えに、各第1種優先株主に対して、以下の算式により算出される数の当社の普通株式を交付する。なお、当社が各第1種優先株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(算式)

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = 各第1種優先株主が有する第1種優先株式の数 × (1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額) ÷ 一斉転換価額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、一斉取得日の属する事業年度において、一斉取得日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

一斉転換価額は、平成30年7月7日（ただし、同日が営業日でない場合には、その前営業日とする。以下「一斉転換価額基準日」という。）に、当該一斉転換価額基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「一斉転換価額算定期間」という。）のVWAPの平均値とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当該一斉転換価額が下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって一斉転換価額とする。なお、一斉転換価額算定期間に(7)に定める事由が生じた場合、一斉転換価額は(7)に準じて調整される。

(9) 第1種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、第1種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(10) 除斥期間

当会社定款第44条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。

(11) 会社法第322条第2項の規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（第1種優先株式）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社と割当先は、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日（同日を含みます。）から4年を経過する日の翌日である平成28年7月6日までは転換請求権を行使できないものの、平成25年1月6日以降に転換制限解除事由が発生した場合には、その日以降は転換請求権を行使することができるものとする旨を合意しております。

また、当社と割当先は、急激な希薄化を一定程度防止するため、当社は割当先との間で、暦月において転換請求権の行使により本優先株式の保有者が取得することのできる当社の普通株式の数が払込期日における当社の上場株券等の数の10%を超えないよう制限する旨の合意をしております。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

割当先は、一定の合理的な売却方針に従った市場売却の場合を除き、当社の事前の書面による同意がない限り、割当先が保有する本優先株式又は当社の普通株式の全部又は一部の、第三者への譲渡等を行うことができません。また、割当先が市場以外での譲渡等を希望する場合には、当社及び指定買取人との間で事前に誠実に協議を行った上で、当社及び指定買取人は先買権を行使することができます。

加えて、当社は割当先との間で払込期日（平成24年7月6日）から2年以内に本優先株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得しております。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容
該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月27日(注)	1,000	79,367,600	-	6,740	-	5,676

(注) 平成25年6月27日付で第1種優先株式1,000株を取得後、同日付で消却したことに伴い、発行済株式総数及び第1種優先株式数はそれぞれ1,000株減少しております。なお、これに伴う資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 3,000	-	(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,076,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,134,000	78,134	-
単元未満株式	普通株式 155,600	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	79,368,600	-	-
総株主の議決権	-	78,134	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式 668株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本電子株式会社	東京都昭島市武蔵野 三丁目1番2号	1,076,000	-	1,076,000	1.36
計	-	1,076,000	-	1,076,000	1.36

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,643	6,623
受取手形及び売掛金	3 24,609	3 16,001
商品及び製品	14,147	15,355
仕掛品	22,007	25,389
原材料及び貯蔵品	2,321	2,296
その他	5,111	5,886
貸倒引当金	152	144
流動資産	73,687	71,408
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,754	5,716
機械装置及び運搬具（純額）	576	611
工具、器具及び備品（純額）	2,097	1,954
土地	1,743	1,782
リース資産（純額）	1,327	1,222
建設仮勘定	486	523
有形固定資産合計	11,987	11,811
無形固定資産	1,552	1,460
投資その他の資産		
投資有価証券	7,534	7,589
その他	3,745	3,594
貸倒引当金	36	38
投資その他の資産合計	11,243	11,145
固定資産合計	24,782	24,417
繰延資産	63	53
資産合計	98,533	95,878

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 15,543	3 15,733
短期借入金	4 27,655	4 27,449
1年内償還予定の社債	1,565	1,565
未払法人税等	417	234
賞与引当金	626	1,266
その他	3 16,293	3 17,578
流動負債合計	62,101	63,828
固定負債		
社債	1,720	1,720
長期借入金	5,917	5,405
退職給付引当金	6,960	7,246
役員退職慰労引当金	210	203
資産除去債務	143	147
その他	1,649	1,532
固定負債合計	16,601	16,254
負債合計	78,702	80,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,740	6,740
資本剰余金	9,346	8,284
利益剰余金	5,545	2,064
自己株式	533	533
株主資本合計	21,099	16,555
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,290	1,456
繰延ヘッジ損益	710	683
為替換算調整勘定	1,848	1,532
その他の包括利益累計額合計	1,268	759
純資産合計	19,830	15,796
負債純資産合計	98,533	95,878

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	14,676	14,513
売上原価	10,646	10,209
売上総利益	4,030	4,303
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1,119	1,287
その他	4,533	5,411
販売費及び一般管理費合計	5,652	6,699
営業損失()	1,622	2,395
営業外収益		
受取利息	7	9
受取配当金	30	33
受託研究収入	-	8
貸倒引当金戻入額	6	10
為替差益	57	-
その他	93	72
営業外収益合計	194	133
営業外費用		
支払利息	138	128
売上債権売却損	38	43
増資関連費用	56	-
持分法による投資損失	-	166
為替差損	-	701
その他	45	53
営業外費用合計	278	1,092
経常損失()	1,707	3,354
特別利益		
固定資産売却益	0	1
その他	-	0
特別利益合計	0	2
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産除却損	1	0
投資有価証券評価損	52	-
その他	0	0
特別損失合計	55	2
税金等調整前四半期純損失()	1,761	3,353
法人税、住民税及び事業税	106	116
法人税等調整額	265	256
法人税等合計	158	139
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,603	3,214
少数株主損失()	64	-
四半期純損失()	1,539	3,214

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,603	3,214
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	81	165
繰延ヘッジ損益	144	27
為替換算調整勘定	269	192
持分法適用会社に対する持分相当額	16	122
その他の包括利益合計	223	508
四半期包括利益	1,826	2,705
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,762	2,705
少数株主に係る四半期包括利益	64	-

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結子会社以外の会社に対して、次の通り債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
JEOL(MALAYSIA)SDN BHDの前受金 (293千RM)	8百万円	JEOL(MALAYSIA)SDN BHDの輸入通 関税納付猶予に対する保証(119 千RM) 3百万円

2 手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
輸出手形割引高	6,801百万円	5,253百万円

3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に
決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	120百万円	114百万円
支払手形	2,401 "	1,877 "
流動負債「その他」(設備支払手形)	31 "	14 "

4 財務制限条項

借入金のうち、次の金額には純資産の部に係る財務制限条項が付されております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
	5,000百万円	7,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連
結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	526百万円	578百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	156	利益剰余金	2.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第1種優先 株式	110	利益剰余金	36,712.30	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年6月12日開催の取締役会において、第1種優先株式の一部を取得すること、及び取得した第1種優先株式の全部につき消却を行うことを決議いたしました。

上記決議に基づき、当社は平成25年6月27日付で第1種優先株式の一部を取得し、これを全部消却しております。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本剰余金が1,061百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金が8,284百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	理科学・計測 機器事業	産業機器事業	医用機器事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,115	1,389	3,172	14,676	-	14,676
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	10,115	1,389	3,172	14,676	-	14,676
セグメント利益又は損失 ()	645	465	270	839	783	1,622

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 783百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 783百万円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	理科学・計測 機器事業	産業機器事業	医用機器事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,806	1,165	3,541	14,513	-	14,513
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	9,806	1,165	3,541	14,513	-	14,513
セグメント利益又は損失 ()	1,441	217	137	1,521	874	2,395

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 874百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 874百万円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	19円66銭	42円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	1,539	3,214
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	86
(うち優先配当額(百万円))	-	(24)
(うち優先株式に係る償還差額(百万円))	-	(注)3 (61)
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	1,539	3,301
普通株式の期中平均株式数(千株)	78,290	78,288
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
- 3 当社定款の定めに基づき平成25年6月27日に一部償還した第1種優先株式の償還金額と当該株式の発行価額との差額であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

日本電子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西岡 雅信 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 彰夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。